

国の肝炎対策基本指針改正のポイントについて

参考資料2

事項	項目	国指針の改正のポイント	都指針への反映
第1	基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「 <u>肝炎の完全な克服</u> 」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。	○
		○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、 <u>依然として、各地域の取組状況に差がある</u> 。そのため、 <u>関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それに応じた取組を推進することが必要である</u> 。	○
第2	予 防	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、 <u>C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む</u> 。	○
第3	肝炎検査	○ <u>肝炎ウイルス検査を受けたことがない人等に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む</u> 。	○
第4	医療提供体制	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、 <u>肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む</u> 。	○
第5	人材育成	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、 <u>肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める</u> 。	○
第6	肝炎の調査研究	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。	国の役割
第7	医薬品の研究開発	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変、肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。	国の役割
第8	啓 発・ 人権尊重	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、 <u>地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進方策を検討し、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進める</u> 。	○
第9	その他重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言、 <u>更に必要な意見交換を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする</u> 。	国の役割